

郵送による貸付自粛のお申込手続きについて

1. 貸付自粛制度について

貸付自粛とは、本人が、浪費癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由により、自らを貸付自粛対象者とすること、又は法定代理人等が、本人に代わって協会に対し貸付自粛の申告をし、協会は、個人信用情報機関（㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター）に登録する制度です。

個人信用情報機関に登録した貸付自粛情報は、個人信用情報機関の加盟会員が情報照会した場合に限り提供されるもので、必ずしも貸付自粛が確約されるものではありません。

なお、登録した日から5年以内、個人信用情報機関の会員に対して貸付自粛情報を提供します。

2. お手続きについて

(1) 郵送受付の必要な書類等

- ① 「申告書」
 - ② 「貸付自粛申告確認書」（申告理由がギャンブルの方のみ）
 - ③ 「本人確認書類」
（代理人等申告の場合は、続柄の確認書類が別途必要になります）
 - ④ 「返信用切手」（404円分）を同封の上、最寄りの各支部まで郵送してください。 詳細はこちらより↑
- ※支部住所はホームページにてご確認ください。



(2) 注意事項

- ① 申告書が到着した後、申告者の方に電話で『**本人確認**』をさせていただきます。
（電話での本人確認ができないと、受理はできませんので、申告書一式は返却いたします。）
※平日にご連絡できる電話番号を申告書に記入ください。
- ② 申告書に記載不備や本人確認書類が不足の場合、また返信用切手が不足の場合は受理できません。
- ③ 「本人確認書類」
 - ア 運転免許証・運転経歴証明書
 - イ マイナンバーカード（個人番号カード）
*マイナンバーカードの記載の無い表面のみ。
*「通知カード」は本人確認書類として取り扱いませぬ（返却対象）
 - ウ 住民基本台帳カード
*氏名・住所・生年月日があるもの
 - エ 各種健康保険証
*裏面の住所欄も必要
 - オ パスポート（旅券）

* 「住所欄」記載ページも必要

* 令和元年2月3日以前に交付されたもので要住所記載

* 令和元年2月4日以降に交付されたものは所持人記入欄が削除されたことで住所記載欄がなくなり、本人確認書類について取り扱うことはできません。

カ 在留カード・特別永住者証明書

キ 各種福祉手帳

ク 住民票

*6か月以内に発行された原本

ケ 印鑑登録証明書

*6か月以内に発行された原本

コ 年金手帳

*平成8年12月31日以前に交付されたものは要住所記載

*平成9年1月1日以降に発行されたもので住所記載欄がないため本人確認書類として取り扱うことが出来ません。

サ 上記ア～コに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類これに類するもので氏名、住所、生年月日の記載のあるもの。

*6か月以内に発行された原本

※上記書類のうち、有効期限のあるものについては有効期限内のもの、それ以外は発行（作成日）から6か月以内のものに限ります。ただし、有効期限のないものは、交付日をもって対応します。

※氏名や住所、生年月日などの記載が複数頁にまたがる場合は、必ず全ての記載の確認や提出をうけてください。（各種健康保険証、パスポート、年金手帳、各種福祉手帳等）

④ 提出いただいた本人確認書類は返却いたしません。

⑤ 個人信用情報機関へのデータ反映は、ご本人の意思確認ができた日を含め、3営業日以内に手続きします。

申告書の控えは受付後1週間程度で送付いたしますのでお受け取りください。

※手続きについて不明な点等がある場合は、下記の電話番号にご連絡をお願いいたします。

ナビダイヤル：0570-051-051